

○湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則

令和2年3月31日
規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(給料表等の適用範囲)

第3条 条例別表第1給料表及び別表第2等級別基準職務表の職種欄の区分に規定する事務補助員、その他これらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で組合長が規則で定めるものは、ごみ搬入受付・計量業務員及び機械操作・技術管理業務員とする。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の基礎号給欄に定められているときは、当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、職種別基準表において当該職務に類似した職種区分及び職種における職務の級及び号給を適用するものとする。

2 経験年数（会計年度任用職員として同種の職務に在籍した年数をいう。以下同じ。）を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第7条及び第8条の定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前2項の規定により決定された職務の級の号給に基づく給料月額を162.75で除して得た額が、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第2章第2節の規定により定められた神奈川県地域別最低賃金時間額（以下「最低賃金」という。）を下回るときは、最低賃金を満たす直近上位の号給とすることができる。

4 前2項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

(職種別基準表の適用方法)

第6条 職種別基準表は、職種欄の区分に応じて適用する。

(経験年数を有する者の号給)

第7条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、次の各号に掲げる経験年数の区分ごとに、それぞれその月数を12月（各区分におけるその者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に当該各号に定める数を乗じ、当該乗じて得た数を合算した数を第5条第1項の規定による号給の号数に加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

（1） 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が31時間以上である月からなる経験年数 4

（2） 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が23時間15分以上31時間未満である月からなる経験年数 3

（3） 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分以上23時間15分未満である月からなる経験年数 2

（4） 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満である月からなる経験年数 1

（特殊な経験等を有する者の号給）

第8条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤の職員」という。）及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

（号給に関する規定の適用除外）

第9条 単純な作業に従事する職種として組合長が別に定めるものに採用されたフルタイム会計年度任用職員で、その任期が1月に満たないものについては、第7条及び前条の規定は適用しない。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第10条 条例第6条の規定により準用する湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第4号。以下「給与条例」という。）第5条に規定する任命権者が定める支給日は、翌月の16日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

2 給料の支給日前において離職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員には、翌月の支給日に給料を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、特に組合長が必要と認めた場合には、給料の支給日を、組合長が別に定める日とすることができる。

（フルタイム会計年度任用職員の休職等による給料の支給）

第11条 フルタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割りにより支給する。

（1） 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第12条 条例第7条の規定により準用する給与条例第7条の2に規定する地域手当の支給及び規則で定める割合については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第13条 条例第8条の規定により準用する給与条例第7条の4に規定する通勤手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第14条 条例第9条第1項及び第2項に規定する規則で定める割合、同項に規定する規則で定める時間並びに第3項に規定する規則で定めるものについては、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第15条 条例第10条の規定により準用する給与条例第11条第2項に規定する規則で定める割合については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第16条 条例第12条の規定により準用する給与条例第13条第1項に規定する別に定める基準については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 条例第16条の規則で定める1年間の勤務時間数については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第18条 条例第14条の規定により準用する給与条例第15条から第15条の3までに規定する期末手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲（期末手当を支給される職員の範囲から会計年度任用職員を除外する部分を除く。第23条第1項においても同じ。）、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、組合長が定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第14条の2第1項において準用する給与条例第16条に規定する勤勉手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲（勤勉手当を支給される職員の範囲から会計年度任用職員を除外する部分を除く。第23条の2第2項において同じ。）、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当等の支給)

第19条 条例第7条の規定により準用する給与条例第7条の2に規定する地域手当、条例第8条の規定により準用する給与条例第7条の4に規定する通勤手当、条例第9条に規定する時間外勤務手当、条例第10条の規定により準用する給与条例第11条に規定する休日勤務手当、条例第11条の規定により準用する給与条例第11条の2に規定する夜間勤務手当及び条例第12条の規定により準用する給与条例第13条第1項に規定する宿日直手当は、当月の分を翌月の支給日までに支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分を翌月の支給日に支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、特に組合長が必要と認めた場合には、手当等の支給日を、組合長が別に定める日とすることができる。

(パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬)

第20条 常勤の職員に地域手当が支給される場合にあっては、条例第18条の基準月額、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成6年湯河原町真鶴町衛生組合条例第2号。第25条において「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして条例第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、当該額に100分の3を乗じて得た額を加算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第21条 条例第20条第2項に規定する組合長が規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第20条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第20条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第20条第3項に規定する組合長が規則で定める割合は、100分の25とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第22条 条例第21条第2項に規定する組合長が規則で定める割合は、100分の135とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第23条 条例第24条の規定により準用する給与条例第15条から第15条の3までに規定する期末手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

2 条例第24条第1項に規定する組合長が規則で定めるものは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とする。

3 条例第24条第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第15条第4項に規定する組合長が規則で定める額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 条例第19条に規定する特殊勤務に係る報酬の額

(2) 条例第20条に規定する時間外勤務に係る報酬の額

(3) 条例第21条に規定する休日勤務に係る報酬の額

(4) 条例第22条に規定する夜間勤務に係る報酬の額

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、組合長が定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第24条の2第1項において準用する給与条例第16条に規定する勤勉手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

3 前条第3項の規定は、条例第24条の2第1項において読み替えて準用する給与条例第16条第3項の規則で定める額について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第24条 条例第25条第1項に規定する組合長が規則で定める期日は、翌月の16日とする。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

2 報酬の支給日前において離職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員には、翌月の支給日に報酬を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、特に組合長が必要と認めた場合には、報酬の支給日を、組合長が別に定める日とすることができる。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第25条 条例第26条第1号の規則で定める時間は、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に勤務時間条例第9条に規定する休日（休日が勤務時間条例第3条に規定する週休日に当たるときは当該休日を除く。）の日数を乗じて得た時間とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休職等による報酬の支給)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の報酬は、日割りによって算出する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬等の支給)

第27条 パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の支給日に支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分を翌月の支給日に支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、特に組合長が必要と認めた場合には、パートタイム会計年度任用職員の手当等の支給日を、組合長が別に定める日とすることができる。

(休暇時の報酬)

第28条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が、湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（令和2年湯河原町真鶴町衛生組合規則第2号。以下「勤務時間規則」という。）第13条に規定する年次休暇及び勤務時間規則第14条第1項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。
（その他）

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経験年数の特例）

2 会計年度任用職員が、この規則の施行日前において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員又は改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用された職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数を有する場合には、当該年数は第5条第2項及び第7条に規定する経験年数とみなす。

（湯河原町臨時的任用職員及び非常勤職員の給与に関する条例施行規則の廃止）

3 湯河原町臨時的任用職員及び非常勤職員の給与に関する条例施行規則（平成27年湯河原町真鶴町衛生組合規則第5号）は、廃止する。

附 則（令和3年9月21日規則第2号）

（施行期日）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の規定による会計年度任用職員の号給の決定その他必要な準備行為は、この規則の施行の日においても、これを行うことができる。

附 則（令和5年3月30日規則第5号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第1号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月19日規則第4号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 職種別基準表（第5条関係）

職種区分	職種	基礎号給	上限
------	----	------	----

		職務の 級	号給	職務の 級	号給
事務補助員、その他これらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員	事務補助員	1	18	1	35
	ごみ搬入受付・計量業務員	1	18	1	35
	機械操作・技術管理業務員	2	19	2	35